

# ○隊員の葬送式等における会葬等及び供物料の基準について(通知)

昭和58年6月8日

海幕総第2390号

改正 昭和59年6月30日 海幕総第2860号〔防衛庁設置法等の一部改正に伴う通知の一部変更について(通知)2項による改正〕

昭和61年7月23日 海幕総第3534号〔第1次改正〕

平成12年7月19日 海幕総第3733号〔第2次改正〕

平成18年3月31日 海幕総第2264号〔第3次改正〕

海上幕僚監部総務部長から各部隊の長・各機関の長あて

隊員の葬送式等における会葬等及び供物料の基準について(通知)

標記について、下記のとおり定められたので通知する。

なお、隊員の葬送式の際における長官の会葬等の基準について(通知)(海幕総第3646号。45.7.17)及び葬送式等における会葬等及び供物料の支出基準について(通知)(海幕総第5508号。45.11.5)は、廃止された。

## 記

- 葬送式における防衛庁長官の会葬等の実施基準  
その都度示される。
- 海上幕僚長の会葬等の実施基準  
別紙第1のとおり。
- 供物料の支出基準  
別紙第2のとおり。
- 前2号の基準は、内部部局、他自衛隊、防衛大学校等に勤務する海上自衛隊官が死亡した場合においても適用する。

添付書類：別紙第1・別紙第2

別紙第1

海上幕僚長の会葬等の実施基準

区分 死亡者の階級等 実施する地区	葬送式			一般葬儀			葬儀		
	将補以上 行(-)10級	1佐~3尉 行(-)9級 ~行(-)2級 (同相当級を含む。)	准尉以下 行(-)1級 (同相当級を含む。)	将補以上 行(-)10級	1佐~3尉 行(-)9級 ~行(-)2級 (同相当級を含む。)	准尉以下 行(-)1級 (同相当級を含む。)	将補以上 行(-)10級	1佐~3尉 行(-)9級 ~行(-)2級 (同相当級を含む。)	准尉以下 行(-)1級 (同相当級を含む。)
東京付近	会葬・弔辞			会葬・弔辞 又は 《会葬・弔辞》	(会葬)		会葬 又は 《会葬》	(会葬)	弔電
東京付近以外	会葬・弔辞	(会葬・弔辞)		(会葬・弔辞)	弔電		(会葬)	弔電	

注：1 「東京付近」とは、普通、防衛庁から車両で片道約1時間以内に到着できる圏内並びに横須賀地区、厚木地区及び下総地区をいう。

2 ( ) は、代理者が会葬することを示す。ただし、葬送式においては、状況により海幕長が会葬する。

- 3 「会葬、弔辞又は《会葬、弔辞》、「会葬又は《会葬》」とあるのは、そのときの業務の都合、地理的条件、死亡状況等により、海幕長に代わって代理者が会葬する場合のあることを示す。
- 4 「一般葬儀」のうち、隊員の葬送に関する達（昭和37年海上自衛隊達第52号）第8条第1項の規定による場合は、「葬儀」の基準により実施する。

別紙第2

供物料の支出基準

区分 死亡者の階級等 支出者の区分	葬送式			一般葬儀			葬儀		
	将補以上 行(-)10級	1佐~3尉 行(-)9級 ~行(-)2級 (同相当級を含む。)	准尉以下 行(-)1級 (同相当級を含む。)	将補以上 行(-)10級	1佐~3尉 行(-)9級 ~行(-)2級 (同相当級を含む。)	准尉以下 行(-)1級 (同相当級を含む。)	将補以上 行(-)10級	1佐~3尉 行(-)9級 ~行(-)2級 (同相当級を含む。)	准尉以下 行(-)1級 (同相当級を含む。)
防衛庁長官	20,000円								
海上幕僚長	20,000円			18,000円					
部隊等の長	18,000円			15,000円					

- 注：1 部隊等の長とは、隊員の葬喪に関する達（昭和37年海上自衛隊達52号）別表の左欄に掲げる者（海上幕僚長を除く。）をいう。
- 2 当該死亡者の死亡の原因又は動機等により除かれる場合がある。
  - 3 既配布の枠内で支出する。